

バヌアツの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

バヌアツ共和国（英語では「Republic of Vanuatu」²）は、南太平洋のメラネシアに位置し、約 80 の島々からなる共和制の島嶼国である。北にソロモン諸島、東にフィジー、南にフランスの海外領土であるニューカレドニア、西にオーストラリアがある。国土の面積は、約 1 万 2,000 平方キロメートルであり、日本の新潟県と同程度の大きさである。首都はポートビラ、通貨はバツである。公用語は英語、フランス語及びビスラマ語（ピジン英語）である³。人口は約 32 万人で、日本の高知市と同程度であるが、引き続き増加傾向にある。民族構成は、メラネシア系のバヌアツ人が約 99%を占める⁴。

1606 年にポルトガル人のキロスがヨーロッパ人として初めてバヌアツに到達し、1774 年にはジェームズ・クックがニューヘブリディーズ（New Hebrides）と名付けた。1906 年以降、英国とフランスにより共同統治されたが、英国とフランスの対立や、英語系住民とフランス語系住民の対立等により、各島で分離独立運動が相次いで発生した。次第に英国主導の独立の動きが強まり、1980 年に英連邦加盟国として独立を果たした⁵。なお、バヌアツの 1980 年の独立後も、英語系住民とフランス語系住民の確執により、政権交代が繰り返されてきた。

2015 年には、バヌアツの 14 名の閣僚及び国会議員が、贈収賄罪により、上級裁判所で有罪の実刑判決を受けた。バヌアツ憲法によると、大統領が海外にいる間は、国会議長が大統領の全ての権限（有罪判決を受けた者への恩赦を含む）を行使することができることとされ

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 「vanuatu」は、「独立した土地」という意味である。なお、日本では「ヴァヌアツ」とも表記されるが、本稿では「バヌアツ」という表記を用いる。

³ 学校教育では英語又はフランス語が使用され、日常生活ではビスラマ語や各地域の現地語が使用される。

⁴ 本稿におけるバヌアツの概要及び歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2022 年版』（二宮書店、2022 年）469～470 頁、②『エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2018 年）242 頁等を参照した。

⁵ 独立の際、バヌアツ政府の要請により、パプアニューギニア軍がエスピリトゥサント島に上陸し、同島にいた独立反対派を鎮圧した。なお、現在のバヌアツには、正式な軍隊は無いが、準軍事組織としての機動隊がある。

ていることから、国会議長は、大統領が海外にいる間に、自分自身と他の有罪判決を受けた13名に恩赦を与えた。大統領は、帰国後直ちに恩赦を取り消し、上級裁判所も恩赦を違憲と判断した⁶。

バヌアツは、2015年に大型サイクロン「パム」により甚大な被害を生じる等、幾度もサイクロンの脅威にさらされてきている。また、海面上昇は直接、国家存亡の危機につながる。そこで、バヌアツは、国際司法裁判所（ICJ）が、「気候変動の悪影響から現在及び将来の世代の権利を守る」という国家の法的義務の不作为は人権侵害に該当することの勧告的意見を出すことを求め、2022年9月に国連総会で提案を行う予定である。

バヌアツの主な産業は、観光業及び農林水産業である。農産物ではココナッツ、水産物ではマグロの産出量が多い。バヌアツは、現在でも、自給自足農業が経済の基盤となっており、毎年、巨額の貿易赤字を計上しており、経済的自立は困難である。とくにオーストラリアから多額の援助を受けているが、最近では中国からの援助も増加している。

バヌアツは、1906年から1980年まで、英国とフランスに共同統治されていた。当該期間中、①英国法（英国国会法の制定法だけでなく、コモン・ロー及びエクイティ等を含む）⁷は、英国人及び英国法に従うことを選択した外国人に適用され、また、②フランス法は、フランス人及びフランス法に従うことを選択した外国人に適用された。その他に、ニューヘブリディーズ諸島における英国及びフランスの高等弁務官が共同で策定した共同規則（joint regulations）が、全ての住民に適用された。1980年7月30日の独立後は、①バヌアツ憲法、②バヌアツ国会の法律、③独立時に存在した共同規則、④独立時に存在した英国法及びフランス法、⑤バヌアツの慣習法⁸が適用される⁹。慣習法は、成文法に抵触しない範囲において適用されるが、土地や婚姻の問題に関しては慣習法が適用されることも多い。英国法及びフランス法が抵触する可能性がある場合、裁判所は、公平の原則に従い解決を図ることになるが、裁判官の多くは英国法の訓練を受けているため、実際には、英国法の方がより重視される傾向にある。その後も次第にコモン・ロー諸国の法制度の影響が強くなっている¹⁰。

II 憲法

⁶ https://bellschool.anu.edu.au/sites/default/files/publications/attachments/2016-07/ib2015.65_forsyth.pdf

⁷ 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウェールズ」の法体系を指す。

⁸ 「慣習法」は、「カスタム」（kastom）と呼ばれることもあるが、バヌアツにおいて、「kastom」は「慣習法」よりも広範な範囲を指す言葉であり、最も広い意味では非西洋的なものを包括している。

https://www.wgtn.ac.nz/_data/assets/pdf_file/0011/1738793/Corrin.pdf

⁹ <http://www.paclii.org/vu/sources.html>

¹⁰ ゴードン・ウォーカー&アルマ・ペクメゾヴィック著、浅香吉幹訳「南太平洋におけるアメリカ法の影響」（『アメリカ法 2013-1』（日米法学会、2013年）所収）8頁。

1 総説

バヌアツの憲法は、英国とフランスの協力により策定され、1980年7月30日に施行された。全95条からなるバヌアツ憲法の体系は、表1のとおりである¹¹。

表1：バヌアツ憲法の体系（附則を除く）

前文		
第1章 国家及び主権		第1条～第4条
第2章 基本的権利及び義務	第1部 基本的権利	第5条～第6条
	第2部 基本的義務	第7条～第8条
第3章 市民権		第9条～第14条
第4章 国会		第15条～第28条
第5章 全国首長協議会		第29条～第32条
第6章 国家元首		第33条～第38条
第7章 行政		第39条～第46条
第8章 司法		第47条～第56条
第9章 管理	第1部 公共サービス	第57条～第60条
	第2部 オンブズマン	第61条～第65条
第10章 リーダーシップコード		第66条～第68条
第11章 緊急事態の権限		第69条～第72条
第12章 土地		第73条～第81条
第13章 地方分権		第82条～第83条
第14章 憲法改正		第84条～第86条
第15章 経過規定		第87条～第95条

2 統治機構

(1) 国会

バヌアツの憲法は、英国の「ウェストミンスターモデル」を参考に議院内閣制を採用しているが、他の英連邦諸国と同様、英国の制度と全く同じというわけではない。

バヌアツの国会は、一院制である。議員の定数は52議席、議員の任期は4年である。議員は、比例代表制の要素を含む普通選挙により選出される。選挙権は18歳以上、被選挙権は25歳以上の国民に認められる。

¹¹ バヌアツ憲法の英語版、フランス語版、ビスラマ語版は、下記リンク先に掲載されている。

<http://www.paclii.org/countries/vu.html>

国会は、年2回、通常国会を開催する。また、議員の過半数、議長又は首相の要求があれば、臨時国会を開催することができる。

国会は、憲法に特別の定めがある場合を除いては、投票権を有する議員の単純多数による公開投票によって、その議決を行う。

国会は、①国会議員の総議員の4分の3の定足数を満たした上で、過半数決議をすること、又は②大統領が閣僚評議会の助言を受けた上で行うことにより、任期満了前に解散されることがある。総選挙は、解散の日から30日以上60日以内に行われる。

国会は、立法権を有する。法案を提出できるのは、国会議員、首相及び閣僚である。国会で法案が可決されたときは、大統領に送付され、大統領は2週間以内にこれに同意する。大統領は、法案が憲法の規定に反すると認めるときは、これを上級裁判所の意見に付さなければならぬ。上級裁判所が憲法の規定に反すると認めた場合、その法案は公布されない。

(2) 全国首長協議会

バヌアツには、国会とは別に、全国首長協議会（National Council of Chiefs）が存在する。これは、選出された各部族の首長で構成され、伝統及び慣習に関する全ての事項を協議する一般の権限を有し、バヌアツの文化及び言語の保存・促進のための提言を行うことができる。また、国会に提出されるいかなる法案に関しても、とくに伝統及び慣習に関するいかなる問題についても、諮問を受けることができる。

全国首長協議会は、年1回以上開催されるほか、全国首長協議会、国会又は政府の要請があれば、臨時会議を開催することができる。

(3) 大統領

バヌアツの「大統領」(President)は、国家元首であるが、儀礼的・象徴的な地位にとどまる。他の英連邦諸国における「総督」(Governor)に相当するものといえるが、フランス法の影響により「大統領」とされた¹²。

大統領の任期は5年である。大統領は、52名の国会議員及び6名の州議会議長により構成される選挙人団における3分の2以上の多数の得票により選出される。即ち、バヌアツの大統領は、国民の直接投票により選出されるのではない。3分の2以上の得票を得る者が現れるまで、何度でも投票が繰り返される。大統領は、重大な違法行為または無能力のために選挙人団によって解任される場合がある。

大統領は、閣僚評議会の助言に基づき、国会を解散することができる。大統領は、上級裁判所長官及び他の3名の裁判官を指名する権限を有する。

(4) 行政

¹² <https://parliament.gov.vu/index.php/history>

バヌアツにおける行政の実権は、大統領ではなく、首相が有する。首相は、国会議員選挙の後、国会議員の中から選出される。より具体的には、国会議員の 4 分の 3 の定足数を満たした上で、過半数を得ることにより選出される。

閣僚は首相により任命され、閣僚評議会を構成する。閣僚に任命された国会議員は、国会議員の身分を保有し続ける。閣僚評議会は、国会に対して集団的に責任を負う（議院内閣制）。

国会は、首相の不信任案を可決することができる。不信任案の動議が国会議員の過半数によって支持されたときは、首相及びその他の閣僚は、直ちにその職を失うが、新しい首相が選出されるまでその職務を行い続ける。

（5）司法

バヌアツの裁判所としては、控訴院（Court of Appeal）、上級裁判所（Supreme Court）、治安判事裁判所（Magistrates' Court）、島裁判所（Island Court）がある。裁判所は、国会及び行政府からの独立性が認められている。

控訴院は、バヌアツの司法組織の頂点に位置する裁判所であり、上級裁判所からの上訴事件を管轄する。控訴院は、2 名以上の上級裁判所裁判官で構成されるが、他のコモン・ロー諸国の上級裁判官が含まれることもよくある¹³。控訴院は、年 3 回、各会期 2 週間開廷される¹⁴。

上級裁判所は、治安判事裁判所からの上訴事件を管轄するほか、憲法問題を含む決定を行う。上級裁判所長官は、大統領が、首相及び野党党首と協議した後、任命する。上級裁判所の他の裁判官は、司法サービス委員会の助言に基づいて、大統領が任命する。上級裁判所裁判官のうち 1 名は、ニュージーランド地方裁判所からバヌアツ上級裁判所へ 2 年間の出向を命じられた者である。2004 年以降、ニュージーランド地方裁判所の異なる判事がバヌアツ上級裁判所で勤務している¹⁵。

上級裁判所裁判官以外の裁判官は、司法サービス委員会の助言に基づき、大統領が任命する。

3 人権

バヌアツ憲法は、「第 2 章 基本的権利及び義務」及び「第 3 章 市民権」等において、比較的簡潔な人権規定を置いている。バヌアツ憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、以下の点が挙げられる。

①良心・礼拝の自由、表現の自由、集会・結社の自由等について、「公共の利益のために」制限することが認められている（5 条）。

¹³ <https://parliament.gov.vu/index.php/how-parliament-works>

¹⁴ <https://courts.gov.vu/about-us/court-of-appeal>

¹⁵ <https://courts.gov.vu/about-us/supreme-court>

②上級裁判所への人権救済請求について規定されている。即ち、憲法が保障する権利が侵害され、又は侵害されるおそれがあると思料する者は、他に可能な法的救済手段とは別に、上級裁判所にその権利の行使を申請することができる。上級裁判所は、その権利を行使するために適当と認めるときは、補償金の支払を含む命令をし、令状を発付し、かつ、指示をすることができる（6条、53条）。

③義務に関する条項が比較的詳しい（7条）。即ち、憲法尊重擁護義務、国家社会の発展に積極的に参加して自己の能力を十分に発揮する義務、政府への全面的参加義務、国富・資源・環境の保護義務、労働の義務、他者との協力義務、国家発展のための収入への貢献義務、子どもへの支援・援助・教育の義務、両親への尊重義務である。バヌアツ憲法が、個人の自由・権利よりも、伝統的共同体を重視していることの現れといえよう。

④2013年の憲法改正により、二重国籍が認められるようになった（改正後の13条等）¹⁶。とくに2017年以降、バヌアツ政府は、高額の申請料（1人あたり13万ドル）を支払った外国人に対し、バヌアツ国籍を付与するという制度を導入した。その結果、外国人（大多数は中国人・香港人）による申請が殺到し、「国籍付与」はバヌアツ政府にとって大きな財源となっている¹⁷。しかし、バヌアツ国籍を取得した中国人が、バヌアツに滞在しているにもかかわらず、中国当局者により拘束されて中国に連れ戻されるという事態が生じている¹⁸。

⑤国家緊急事態における人権制限は、厳格な要件の下に認められる（69～72条）。

III 民法

バヌアツの1980年憲法には、土地に関する権利について、比較的詳細な規定が置かれている（73～81条）。例えば、バヌアツ国内の全ての土地は、先住民の慣習上の所有者とその子孫に属する（73条）。政府は、公共の利益のために取得した土地を所有することができ（80条）、また、過疎の島々の先住民又は先住民共同体にその所有権を移転する目的で、慣習上の所有者から土地を買い取った上で、民族的、言語的、慣習的及び地理的な結びつきを優先させて土地を再分配することができる（81条）。このように、バヌアツは、1980年憲法の施行以来、土地に対する先住民の権利に重きを置きつつ、「先住民の慣習上の所有者」と「政府」による二重の土地統治というユニークな制度を採っている。バヌアツの土地に関連する制定法としては、土地取得法（Land Acquisition Act）、土地リース法（Land Leases Act）、慣習土地審判所法（Customary Land Tribunal Act）、土地改革法（Land Reform Act）、慣

¹⁶

https://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex4.detail?p_lang=en&p_isn=96915&p_count=97820&p_classification=01.01&p_classcount=1421

¹⁷ <https://www.asahi.com/articles/DA3S14606805.html>

<https://www.asahi.com/articles/ASN931H71N8XUHHI00T.html>

¹⁸ <https://thediplomat.com/2019/07/the-long-arm-of-chinese-law-reaches-vanuatu-again/>

習土地管理法（Customary Land Management Act）等がある¹⁹。

バヌアツの動産担保法（Personal Property Security Act）は、ニュージーランドの立法例にならい、2008年に制定された。2009年には、同法に基づく電子登録機関が運用を開始した。同法は、担保権設定を、個人であるか会社であるかを問わず、全ての借入者にとって、簡易・安価・柔軟なものとした。即ち、通知登録機関が設立され、政府登録官の関与無しに電子的に運用される（簡易性）。担保物に対する競合担保権者の優先順位ルールが、法的形式性・技術性よりも、商業的ニーズに応じるものとされる（柔軟性）。また、実行ルールが簡略化され、安価となった（安価性）²⁰。

IV 会社法

バヌアツの1986年会社法は、英国の1948年会社法に基づいている²¹。また、1992年国際法人法が施行されている。

バヌアツは、従前から、「タックスヘイブン」（租税回避地）の一つとして知られてきた。税務上のメリットとしては、バヌアツには、法人税、個人所得税、キャピタルゲイン税、源泉徴収税及び相続税等が存在しないことが挙げられる²²。

外国企業がバヌアツに投資しようとする場合、まず、バヌアツ投資促進局に申請して、外国投資認可を取得しなければならない。また、バヌアツ金融サービス委員会に申請して、会社設立許可を取得しなければならない。バヌアツ国内で事業を行うためには、事業ライセンスも取得する必要がある。

外国企業がバヌアツに現地法人を設立する場合、主に、①バヌアツ国内で事業活動を行うことができる「国内法人」、及び②バヌアツ国内で事業活動を行うことができず、国際事業のみを行う「国際法人」がある²³。

「国内法人」のうち最も代表的なものである「非公開有限責任会社」（Private company limited by shares）は、2名以上50名以下の株主、1名以上のバヌアツ居住者たる取締役が必要である。無記名株式の発行が認められる。株式の譲渡は制限される。毎年、1回以上の定時株式総会を開催し、年次報告書を提出しなければならない。株主及び取締役に関する詳細は、一般に公開されない²⁴。

「国際法人」のうち最も代表的なものである「有限責任会社」（Company limited by shares）

¹⁹ <https://mol.gov.vu/index.php/en/policy-legislation-land>

²⁰ 前掲「南太平洋におけるアメリカ法の影響」19～20頁。

²¹ 前掲「南太平洋におけるアメリカ法の影響」8頁。

²² 本庄資著『オフショア・タックス・ヘイブンをめぐる国際課税』（日本租税研究協会、2013年）261頁。

²³ 本庄・前掲書261頁。

²⁴ <https://incorporations.io/vanuatu>

は、1名以上の株主、1名以上の取締役（法人も可）が必要である。無記名株式の発行が認められる。株主総会を開催する必要は無く、また、電話会議やオンライン会議で開催することも可能である。取締役会は、世界のどこでも開催できる。バヌアツ国内に登録代理人及び登録事務所を有しなければならない。会社名の末尾には、「Corporation」、「Incorporated」、「Limited」、「Sendirian Berhad」、「Société à Responsabilité」、「Besloten Vennootschap」、「Gesellschaft mit beschränkter Haftung」、又はその略語（例えば、「Ltd.」、「Corp.」、「Inc.」、「S.A.」、「S.R.L.」、「B.V.」、「Sdn Bhd」、「GmbH」）²⁵を付しなければならない。会社名には、ローマ字又はアラビア数字以外の文字を含めてもよい。その場合は、英語又はフランス語の翻訳をバヌアツ金融サービス委員会に提供しなければならない。国際法人の憲章には、会社名、バヌアツ国内の登録事務所の住所及び登録代理人の氏名及び住所、会社の設立目的、会社の種類（株式有限責任会社か、保証有限責任会社か）等を含まなければならない²⁶。受益者、株主及び取締役にに関する詳細は、一般に公開されない。

V 民事訴訟法

1 民事事件の裁判管轄

控訴院は、上級裁判所の民事判決に対する上訴を審理する。

上級裁判所は、民事事件を審理・決定する無制限の管轄権を有する。上級裁判所は、民事事件に関する治安判事裁判所の判決に対する上訴を審理し、また、慣習上の土地の所有権に関する島裁判所の判決に対する上訴を審理する管轄権を有する。上級裁判所の上訴事件の判断は最終的なものとなる²⁷。

治安判事裁判所が管轄する民事事件は、①請求額又は争点が100万バツを超えない事件、②家主と借主の間の紛争で、請求額が200万バツを超えない場合、③離婚又は婚姻の無効を求める争いのない申立てに関する事件、④島裁判所の民事判決に対する上訴（土地の所有権に関する判決を除く）である²⁸。

島裁判所の民事裁判権は、被告が裁判管轄区域内又は訴訟原因発生地内に通常居住している場合、全ての民事事件の審理・裁判・判決に及ぶ。島裁判所は、制定法と矛盾せず、正義・道徳・秩序に反しない限り、裁判管轄区域内で普及している慣習法を適用する。島裁判所は、土地に関する民事訴訟を審理・決定する管轄権を有しない²⁹。

2 伝統的紛争解決

²⁵ <https://incorporations.io/vanuatu/corporation/vuli>

²⁶ <https://www.systemday.com/vanuatu-company-law/>

²⁷ <https://courts.gov.vu/about-us/supreme-court>

²⁸ <https://courts.gov.vu/about-us/magistrates-court>

²⁹ <https://courts.gov.vu/about-us/island-court>

慣習的な土地に関する紛争については、土地法廷 (Land Tribunal) により解決が図られる。即ち、1つの村の土地に関する紛争は、村長、他の2名の村長又は長老、村長によって任命された書記によって構成される土地法廷によって処理される。複数の村の土地に関わる紛争は、各村の村長、各村の長老、首長によって任命された書記によって構成される共同土地法廷によって処理される。土地法廷は、土地の位置によって名称や構成が異なる³⁰。

バヌアツのいくつかの地域では、首長 (Chief) と呼ばれる地元の指導者が、植民地時代以前からそうであったように、伝統的な慣習上の権限によって紛争を処理している。内部的には、首長の決定の拘束力は、コミュニティメンバーの伝統的制度に対する忠誠心とコミットメントに依存する。外部からは、首長が紛争を処理することを妨げるような正式な法律がない。首長が扱う紛争は、土地に関わる紛争のほか、窃盗、不倫、黒魔術、喧嘩、借金の返済の延滞、夫婦喧嘩、親権争い、家庭内暴力、性的暴行、ギャンブル等である。首長会議は通常、村レベルで開催されるため、村裁判所 (Village Court) と呼ばれることもある。その手続は通常、文書化されないが、文書による宣告が行われることもある。首長の決定は、通常、国の裁判所では強制力が認められない。法律で特別に規定されていない限り、首長の決定に不満がある当事者は、コモン・ロー裁判所に提訴することができる。このような訴訟の結果は、裁判官の態度に大きく左右される。首長会議における手続は証拠として使用され、裁判所が判決を下す際に考慮されることがある。村裁判所は、国の介入をほとんど受けずに地域の紛争を解決している。コモン・ローと慣習法の制度が存在することで、訴訟当事者に紛争解決の選択肢が与えられるという側面もあるが、これら2つの制度間の緊張関係は未解決のままである。慣習上の土地やコミュニティのメンバー間の小さな紛争以外のケースでは、国家は依然として優位性を主張し、国家の裁判所が問題を決定する適切な場であるとみなされている。しかし、バヌアツの国土は狭く、遠く離れた島々に分散しているため、コモン・ローの裁判所にアクセスすることは困難である³¹。

以上のように、バヌアツでは、憲法を頂点とする西洋的な法制度と、コミュニティや首長によって運営される土着の慣習法制度の2つが、並行して存在している状態である³²。

VI 刑事法

バヌアツの刑事制裁としては、財産の現物返還、罰金刑、財産没収、プロベーション、特定保健施設収容、拘禁刑がある。その他、刑事制裁を科する際に合理的であると認められる場合、上級裁判所では 50,000 バツ以下、治安判事裁判所では 25,000 バツ以下の費用支払

³⁰ https://www.wgtn.ac.nz/_data/assets/pdf_file/0011/1738793/Corrin.pdf

³¹ https://www.wgtn.ac.nz/_data/assets/pdf_file/0011/1738793/Corrin.pdf

³²

[https://mjcs.gov.vu/images/research_database/Beyond Case Law Kastom and Courts in Vanuatu.pdf](https://mjcs.gov.vu/images/research_database/Beyond_Case_Law_Kastom_and_Courts_in_Vanuatu.pdf)

を命じることができる。また、刑の宣告猶予制度及び週末拘禁制度がある。死刑は廃止されている³³。

刑事事件の裁判管轄は、以下のとおりである³⁴。島裁判所は、土地に関する刑事事件において、6月以下の拘禁刑又は24,000バツ以下の罰金刑を科すことができる。治安判事裁判所は、島裁判所からの上訴審及び軽微事犯（原則として、法定刑が2年以下の拘禁刑の犯罪）の第一審を管轄する。上級裁判所は、治安判事裁判所からの上訴審及び法定刑が2年以上の拘禁刑の犯罪の第一審を管轄する。控訴院は、上級裁判所からの上訴審を管轄する。

バヌアツ刑法で特徴的であるのは、「他人に危害又は不利益を与える意図をもって、魔術又は妖術を行うこと」が犯罪とされていることである。バヌアツの多くの地域では、魔術は社会秩序を維持する上で有用な社会的機能を果たしていると考えられている³⁵。

VII おわりに

以上、バヌアツの法制度の概要を紹介したが、バヌアツ法については、日本語の文献・論文等の情報が少ないのが現状である。英国法及びフランス法の強い影響を受けつつ、伝統的な慣習法が重視されているという混合法的な特徴を有するバヌアツ法には、とっつきにくい面があることは否定できない。

しかし、バヌアツの公用語の一つは英語であるため、バヌアツ法に関する英語の情報は比較的多い。また、バヌアツは、気候変動対策の分野において主導的な役割を果たす等、南太平洋地域において重要な位置を占めている。このようなバヌアツの重要性に鑑みると、バヌアツの法制度の動向について注目していく必要性は高いと思われる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.50 No.8』（国際商事法研究所、2022年、原題は「世界の法制度〔オセアニア編〕第6回 バヌアツ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

³³ 永田憲史著「ヴァヌアツ共和国の刑事制裁」（『関西大学法学論集 58巻1号』（関西大学法学会、2008年）所収）81～88頁。

³⁴ 永田・前掲書 79～80頁。

³⁵ <http://www.austlii.edu.au/au/journals/QITLawJl/1986/12.pdf>